

# 我が国における青少年を取り巻く「有害環境」対策の現状

上 原 有 紀 子

## 目 次

はじめに

### I 「有害環境」をめぐる議論

- 1 青少年を取り巻く「有害環境」とは？
- 2 「有害環境」に対する法的規制
- 3 国会における近年の議論

### II 「有害環境」対策取組の現状

－内閣府報告書から－

- 1 国の取組状況
- 2 地方公共団体の取組状況
- 3 関係業界団体の取組状況

おわりに

はじめに

近年の少年非行に関しては、凶悪・粗暴な犯罪の検挙人員が増加し、深刻化しているといわれる<sup>(1)</sup>。少年非行や問題行動の要因として、青少年を取り巻く「有害環境」を問題視し、その法的規制の在り方を考える議論はこれまでも行われている。

この「有害環境」の一つとして最近話題になっているのは、児童買春の温床ともいわれる出会い系サイトであろう。昨年1年間に全国の警察が摘発した出会い系サイトがらみの事件は計1,731件に上り、前年の888件に比べ1.9倍の増加であったことが警察庁のまとめで明らかにされた。事件を罪種別にみると最も多いのが児童

買春の787件、これは全体の45.5%を占め、前年に比べ2.1倍の増加であるという<sup>(2)</sup>。このような出会い系サイトに関連した法規制の在り方について検討を重ねてきた警察庁<sup>(3)</sup>により、このたび取りまとめられた最終案が、3月14日の閣議決定を経て、新規法案として国会に提出された<sup>(4)</sup>。今回の動きは、出会い系サイトという個別の対象を規制するものである。

また、「有害環境」に関する国レベルの包括的な規制の在り方をめぐっては、近年新たな立法化の動きもみられたが、法案として国会提出に至るものではなかった。そのため、国会でも法案そのものをめぐる議論は行われていないが、「有害環境」の法的規制の在り方に関連した議論は行われている。

青少年を取り巻く「有害環境」の対策として、我が国では法令による規制のほか、国、地方公共団体、関係業界団体により様々な取組が行われてきている。これらの取組は多岐にわたるが、近年の取組状況を一望できる資料として、平成14年10月、内閣府政策統括官により『「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」に基づく取組等の実施状況について』が取りまとめられた。

本稿では、「有害環境」に関する法制の現状、近年の国会における議論等を踏まえつつ、内閣府の資料から、国、地方公共団体、及び関係業界団体の取組状況を紹介し、我が国における青少年を取り巻く「有害環境」対策の現状を概観することとしたい。

## I 「有害環境」をめぐる議論

### 1 青少年を取り巻く「有害環境」とは？

最初に、青少年を取り巻く「有害環境」とはどのようなものかについて考えてみたい。まず、平成14年版の『青少年白書』は「第6章 社会環境の整備に関する施策」の第1節に有害環境の浄化等を挙げ、冒頭で次のように述べている。(下線は引用者。)

「青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしている。とりわけ青少年の健全な育成に有害であると認められるもの、例えば、性的感情を著しく刺激し、又は粗暴性、残虐性を助長するおそれのある出版物、ビデオ、パソコンソフト、映画、広告物、放送番組等や享乐的な色彩の強いスナック、ディスコ、深夜飲食店、ゲームセンター等は、しばしば非行<sup>(5)</sup>の誘引ともなっており、少年非行防止対策上憂慮すべき問題である。有害な雑誌、ビデオなどの刺激を受けわいせつや残虐な行為等に走るケース、ディスコやゲームセンターで遊ぶための小遣い欲しさに非行に走るケース等は、依然として後を絶たない。また、最近ではテレホンクラブ、ツーショットダイアル営業の出現により、これらに係る女子少年の性的な被害、問題行動<sup>(6)</sup>等が大きな問題となっているほか、パソコン通信やインターネット等の普及により、青少年のわいせつ画像等有害情報へのアクセスが懸念されている。<sup>(7)</sup>」

これは、現在の青少年行政の文脈上、「有害環境」として把握されているものであるといえよう。近年の『青少年白書』ではほぼ同じ章立てでこの項目が取り上げられているが、この「有害環境の浄化」という節項目がこの呼称で初めて登場したのは昭和53年版であり<sup>(8)</sup>、その冒頭でもこれによく似た記述がみられる。た

だし、昭和53年版の記述との明白な違いは、「有害環境」の具体例として示されている対象が平成14年版において増えていることである(上記下線部)。増えたのは、ビデオ、パソコンソフトという物品、ディスコ、ゲームセンターという施設、テレホンクラブ、ツーショットダイアル営業という商業サービス、パソコン通信やインターネット経由のわいせつ画像等という新たな通信手段を経由して接する有害情報等である。これらは昭和53年版の時代には青少年を取り巻く身近な環境に存在しなかったと思われる。つまり、「有害環境」は、情報化、商業化、都市化、といった時代の進展に伴い、変化を遂げていくものであるといえよう。ちなみに出会い系サイトは上記の「有害環境」の具体例には見当たらないが、平成14年10月に最終改訂された青少年育成推進要綱<sup>(9)</sup>に初めて登場している。同要綱は、重点推進事項第6-3に有害環境の浄化活動等の促進を挙げており、その冒頭に「有害環境」に関する記述がある。

また、「有害環境」は非常に相対的な概念であるという、次のような指摘もある。これは昭和60年3月、社団法人青少年国民育成会議により出された報告書『青少年と有害環境』の冒頭部分からの引用である。

「もともと『有害環境』ということ自体が相対的な概念であり、それ自体が有害なもの、媒体によって有害なものに転化するものとが考えられよう。個室マッサージ、デート喫茶、大人のおもちゃ店、ソーブランド等は、青少年にとって、それ自体有害なものと言えるであろうが、深夜飲食店、ディスコ、ゲームセンター等は、それ自体で有害な環境ということではできないであろう。例えば、ディスコはそれ自体が非行の場であるというよりも、青少年がディスコを出てからの後の行動が問題であり、ディスコは単に非行への接近を促進するというかたちで非行に関与するとみられているのである。…(中略)…しかも、わ

れわれは、青少年の年齢<sup>(10)</sup>、精神発達の程度、さらには地域の伝統・文化によって有害とみなされるものかなりの相違があることに注意しなければならない。このように『有害環境』という概念はきわめて相対的な概念なのである。<sup>(11)</sup>

以上を参考にまとめると、青少年の育成という行政の文脈における「有害環境」とは、発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼし、非行や問題行動を誘引するような、例えば性的感情を著しく刺激し、又は粗暴性、残虐性を助長するおそれのある、といった性質をもつ媒体、物、場所、機会、行為等であるといえる。ただし、青少年の年齢、精神発達の程度、地域の伝統・文化、時代の通念等により有害と判断されるものが異なり、その内容を一律に定義することが困難な、きわめて相対的かつ多様なものであるともいえよう。

したがって、青少年を取り巻く「有害環境」対策という場合、それは、時代の変化に応じて、かつ多様な対象に向けて、様々な施策が必要とされると考えられる。

## 2 「有害環境」に対する法的規制

現在、我が国において青少年を「有害環境」から保護するという観点から機能している法令はどのくらいあるのだろうか。

その概略をつかむものとして、平成14年版『青少年白書』第6章第1節（有害環境の浄化等）において記述されている法令の名称（略称）を紹介する。そこには次の2つの観点から複数の法令が列挙されている。まず「有害環境」を規制するという観点から、「テレホンクラブ営業の利用を助長する行為を規制する条例」（以下、「テレクラ条例」という。）、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）<sup>(12)</sup>を取り締まるという観点から、「毒物及び劇物取締法」、「児童買春・児童ポルノ法」、「児童福祉法」、「覚せい剤取締法」、「未成年者飲酒禁止法」、「労働基準法」、「職業安定

法」、「売春防止法」、「大麻取締法」、「未成年者喫煙禁止法」が挙げられている。また、いずれの観点にも当てはまるものとして「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「風適法」という。）、及び地方公共団体における「青少年の保護育成に関する条例」（以下、「青少年保護育成条例」という。）がある<sup>(13)</sup>。なお、「青少年保護育成条例」は「有害環境」に関する国レベルの規制を補完し、都道府県の実情に応じて規制するものとしてその数を増やしてきた<sup>(14)</sup>。平成12年12月31日現在、「青少年保護育成条例」は長野県を除く46都道府県に制定されている<sup>(15)</sup>。

ここで例示された法令をみると、その法令の種類にまず法律と条例があり、法律については規制する対象ごとに個別の法律が置かれ、条例については「テレクラ条例」のような個別の対象を規制するものと、有害図書、有害行為等、複数の規制対象を持つ「青少年保護育成条例」とがあることがわかる。つまり、青少年を「有害環境」から保護する法令としては、様々な名称の法律や条例が並存しているが、複数の規制対象を持つ包括的な法律はない。このような観点から作られた法令は地方レベルの「青少年保護育成条例」のみである。この理由として、①規制対象・方法が多様なため1つの法体系にまとめることが技術的に困難、②包括的な法的規制は地方の実情に合った「条例」に委ね、国の法律は補充的または間接的な役割にとどめた方がよいという考え方が支持されている、との指摘が見られる<sup>(16)</sup>。しかし、近年では青少年に有害な行為等の規制に関する包括的・体系的な法令の整備を要望する声の高まりも指摘されている<sup>(17)</sup>。これまでも国レベルの包括的な法令の検討が何度か行われてきたが、これらの法令に有害な出版物等の規制も含まれる点から、憲法の保障する表現の自由の枠内でどのような規制が可能か等も議論になり、立法化は見送られてきている<sup>(18)</sup>。

### 3 国会における近年の議論

#### ○新たな立法化の動き

「有害環境」から青少年を保護するための国レベルの包括的な法的規制は必要か否か、また、憲法の保障する表現の自由の枠内でどのような規制が許されるのか。これまで何度か行われてきたこの問題が、再びクローズアップされたのは平成12年4月のことである。国レベルの法案づくりを検討したのは、参議院自由民主党政政策審議会の青少年問題検討小委員会であった。当時この小委員会の委員長であった大島慶久議員によれば、「平成9年に起きた神戸の連続児童殺傷事件以来、少年たちによる凶悪事件が続発しました。その背景として、いわゆる有害社会環境が大きな要因になっているとの指摘が出され、多くの地方議会からも条例（各都道府県の青少年を保護する条例）だけでは限界。国としても何らかの法制化を行うべきだ、との声が高まったのが今回の法制化のきっかけ」であるとされる<sup>(19)</sup>。同年11月には、国会でも衆議院青少年問題に関する特別委員会において「青少年問題に関する件（有害環境について）」をテーマに議論されており、上述した法案づくりの検討が行われていることにも触れられている<sup>(20)</sup>。また、同委員会の場で、民主党では「子供たちを有害情報から守るための法律」を準備しつつあることが明らかにされた<sup>(21)</sup>。しかし、いずれも法案として国会へ提出されるには至っていない<sup>(22)</sup>。一方、これらの法案等について、メディア界等から意見<sup>(23)</sup>が出されている。

国会の場では、いずれの法案等も提出に至らなかったため、法案等そのものに関する議論は行われていないが、「有害環境」の規制の在り方に関連した質問が何度か行われている<sup>(24)</sup>。行政側の答弁を中心に、それらの一部を紹介する。

#### ○総務庁の対策及び規制の在り方に関する川口雄総務庁青少年対策本部次長（当時）の答弁

自民党内における検討案につき馳浩議員から所見を求められた川口雄総務庁青少年対策本部次長（当時）は、まず総務庁が行う対策の現状について「関係省庁等と連携しつつ、一番目に、関係業界の自主規制の促進、二番目に、住民の地域活動の促進、三番目に、法令による規制と取り締まりを中心とした対策を推進して」いくという立場を明らかにした上で、「青少年の性や暴力に関する価値観に悪影響を及ぼしたり、あるいは性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながる要因の一つに、青少年の健全な育成に有害な環境があるというふうに考えております。ただいま馳議員お述べになりました青少年社会環境対策基本法案の概要につきましては、発達途上にある青少年に強い影響を及ぼす有害環境の浄化にかかわる国の役割を法律化しようというものと理解いたしました。国による規制の適否につきましては、今後の委員会における審議を見守っていきたいというふうに考えて」いると述べた。また、メディアの有害情報と青少年への悪影響は因果関係が証明されていないから公的規制には反対とする意見に関する総務庁の認識を問われ、「我が国における有害情報と非行との関連につきましては、私ども総務庁の青少年対策本部がいろいろな調査を行っておりますけれども、有害情報への接触が多い少年ほど非行の経験が多いという、そういった、因果関係ではございませんけれども、相関関係があるということが確認されて」いるとした。（平成12年11月9日 第150回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第2号）

#### ○地方自治体からの要望に関する川口雄総務庁青少年対策本部次長（当時）の答弁

青少年の健全育成に関する法律の制定について、幾つかの地方自治体から要望されているはずであり、その法制化の動向はいかがか、という黄川田徹議員の問いに対し、「地方自治体からの要望でございますけれども、いろいろな要望がございます。内容的に分けますと、一つは、



ここで議論になっておりますような、青少年を有害環境から保護するという観点に立った法律の制定を求めるもの、それから青少年の健全育成に関する基本理念だとか、あるいは推進体制について規定する法律の制定を求めるものなど、いろいろなものが出されております<sup>(25)</sup>。」と答弁した。(平成12年11月9日 第150回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第2号)

#### ○文部科学省の取組に関する遠山敦子文部科学大臣の答弁

有害情報を含む番組のスポンサー企業への働きかけ、あるいは子供を有害情報等から守るための法整備ということで、放送、出版等の関係業界への働きかけ、同時に、関係府省などと協力しつつ政府全体の取り組みを検討していくにあたり、文部科学省を代表する立場で閣内においてどのように取り組むのか、という都築議員からの問いに対し、遠山敦子文部科学大臣は「我が省では、これまで関係業界に対し一層の自主規制を要請してきたところであります。最近では、昨年十二月に、当時の町村文部大臣から放送業界、映画業界等の各団体に対して自主規制の徹底を要請いたしました。また、PTAが実施するテレビ番組の全国モニタリング調査に対して支援を行ってきたところであります。昨年には、このモニタリング調査の結果に基づいてPTAがスポンサー企業へ要請を行った後、番組内容に一部改善が見られたというようなケースもあったところであります<sup>(26)</sup>。さらに本年度からは、学識経験者等の協力を得まして、青少年を取り巻く有害環境対策に資するために、海外におきますNPOなどの先進的な取り組みの調査を実施することといたしております。いずれにしても、今後とも、この問題については十分関係省庁と連携しながら施策の充実を図ってまいりたい」とした。(平成13年6月5日第151回国会衆議院文部科学委員会議録第15号)

#### ○基本法制定に関する福田康夫官房長官の答弁

道しるべとなる基本法を早急に制定して、日本の将来を担う青少年の健全な育成に有害な社会環境を除去することは、政府、自治体、地域社会、家庭、職場などが手を携えて、全国民を挙げての国民運動として取り組まなければならない重要な課題ではないか、と仲道俊哉議員から意見を求められた福田康夫官房長官は、「政府も、これまで青少年育成推進要綱に、関係業界の自主規制の一層の充実の促進、地域の住民、団体などによる地域活動の促進などの対応策を盛り込むなど、取り組みを行って」きており、「青少年を有害環境から守るための法律の制定につきましても、青少年をめぐる環境の浄化の基本的なあり方や表現の自由とのかかわりがございまして、国民的な合意の形成がさらに必要であると考えられまして、関係各方面の幅広い議論を重ねる必要があるというように認識」としていると答弁した。(平成13年3月29日第151回国会参議院内閣委員会会議録第5号)

#### ○総合的政策の推進に関する福田康夫官房長官の答弁

基本法なるものが二十二本できている。水産基本法、文化芸術振興基本法、高齢社会対策基本法、…。これだけ青少年の問題が深刻になってきているときに、青少年健全育成基本法なるものがあってもいいのではないか。有害情報への対応、有害環境対策のための法整備、青少年健全育成のための協力体制づくり、青少年自身が力を発揮する場づくり、総合的政策の推進、国と地方の責務のあり方、家庭の価値の基本的理念の確立、こういうものが基本法として、枠組みとしてできれば、自治体も、条例づくり、行動計画、推進事業、さまざまな展開ができるのでは、と山谷えり子議員から意見を求められた福田康夫官房長官は「青少年育成推進会議で基本方針となる青少年育成推進要綱、この策定などを初めとして、いろいろな政策を総合的に推進する、そして、今後は、中長期を見据えた骨太のビジョンを示す青少年プラン(仮称)<sup>(27)</sup>、

この策定を進めるというようなことも考えている」と述べている。(平成14年4月11日 第154回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第3号)

以上、ここで紹介した答弁をみると、行政側としては、少なくとも当面の間、新たな立法措置以外の様々な施策に取り組んでいく様子が窺える。それらの様々な施策について、次の章で述べる。

## II 「有害環境」対策取組の現状

### －内閣府報告書から－

平成13年の中央省庁再編に伴い総務庁青少年対策本部の機能は内閣府の下へ移され<sup>(28)</sup>、関係省庁の緊密な連携の下に青少年政策を推進するために青少年育成推進会議が設置された<sup>(29)</sup>。同年2月、同会議申合せにより、青少年行政の基本的な方針、当面の課題、重点推進事項を示す青少年育成推進要綱<sup>(30)</sup>が策定され、その重点推進事項第6-3に有害環境の浄化活動等の促進が挙げられている。同年10月、青少年育成推進会議は、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」(以下、「指針」という。)の申し合わせを行った。これは、情報化社会の進展に伴い青少年を取り巻く環境が大きく変容する中、青少年が日常生活において接する「有害情報」等については、社会において十分な配慮がなされることが必要である<sup>(31)</sup>との前提の下、この課題に①国が取り組むべき事項、②国から地方公共団体へ要請する事項、③関係業界団体等へ要請する事項についての指針を取りまとめたものである。その後、この指針に基づく取組及び同指針の要請事項に関連する取組の実施状況に関し、内閣府政策統括官(総合企画調整担当)が、国(関係省庁)、都道府県、政令指定都市及び関係業界団体を対象として調査を行い、平成14年10月、『「青少年

を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」に基づく取組等の実施状況について』<sup>(32)</sup>(以下、「内閣府報告書」という。)を取りまとめた。この取りまとめは、この課題に対する国、地方、及び関連業界団体それぞれの取組状況が一覧できるという点で、これまでにない報告書であったといえる。

それぞれの取組状況について、順に紹介していく。

### 1 国の取組状況

指針はその基本的方針の中で、国の取組事項として、各強調月間等を効果的に実施しこれらを通じて国民の意識啓発を行うこと、また、青少年を取り巻く環境の整備に関する調査研究を実施し、性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の感情・行動に与える影響等についての研究結果の収集及び活用を図るとともに、各関係業界における自主規制の実効性を担保するため、第三者による調査等を支援すること、さらに、メディア・リテラシー向上のための教育の推進、法令に基づく取締りの促進及び関係業界等との意見交換の実施に努めることと定めた。それに基づき、具体的な取組事項は1)国民の意識啓発の推進、2)調査研究の実施等、3)メディア・リテラシー向上のための教育の推進、4)法令に基づく取締りの促進、5)関係業界団体等との意見交換の実施の5項目に分けてその施策が定められた。内閣府報告書では、この指針で定められた国が取り組むべき5項目について、各省庁ごとに、その所管に含まれる施策に関する取組状況が一覧表にまとめられた。この一覧表の要約は次のとおりである。

(平成14年10月、「「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」に基づく取組等の実施状況について」pp.14-16, より要約)

| 省庁名   | 取組状況（カッコ内の番号は取組事項1-5の番号に対応）   |
|-------|---|
| 内閣府   | <p>(1) 国民の意識啓発の推進<br/>7月「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び<br/>11月「全国青少年健全育成強調月間」における国民の意識啓発の推進。</p> <p>(2) 調査研究の実施等<br/>「第4回情報化社会と青少年に関する調査<sup>(33)</sup>」<br/>全国の青少年（12-29歳）及びその親を対象に①メディアとの接触状況、②携帯電話・PHSの利用状況、③インターネットの利用状況、④情報観等について個別面接調査及び専門家により調査・分析したもの。<br/>「青少年有害環境対策に関する調査」<br/>有害環境の実態について調査・把握・検討を行い、青少年有害環境対策についての情報を収集・編集し、関係機関等に提供。</p> <p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施<br/>平成13年10月及び平成14年5月に、コンピュータソフトウェア倫理機構と意見交換を実施し、販売店に対する区分陳列、対面販売の指導の徹底を要請。</p>  |
| 警察庁   | <p>(1) 国民の意識啓発の推進<br/>都道府県警察において、ネット上の有害情報から少年を守るためのモデル事業を行うために必要な指導者用テキスト及び受講者用リーフレットを作成。</p> <p>(2) 調査研究の実施等<br/>「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会の開催」<br/>・平成13年度 少年に悪影響があると考えられるインターネット上の違法・有害コンテンツの実態及びそれらと少年を切り離す対策の研究を開始。<br/>・平成14年度 ホットライン等を中心に民間団体等による有害コンテンツ対策の進め方について調査研究中。<br/>「青少年問題調査研究会」<br/>・平成13年度 青少年の生活や暮らし、考え方等に関する調査研究<br/>・平成14年度 青少年の携帯電話や出会い系サイトの利用実態等につき調査研究中。</p> <p>(4) 法令に基づく取締りの促進<br/>・内外の各種会議開催による児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの促進、児童ポルノ画像児童検索システム（CPASS: Child-Pornography Automatic Searching System）の開発による、インターネット上の児童ポルノ取締りの促進。<br/>・都道府県警察においては、風適法、児童買春・児童ポルノ法及び青少年保護育成条例違反の検挙者はそれぞれ940名、1,026名、1,656名。また、「少年を守る環境浄化重点地区」は平成13年中に297地区、平成14年中に347地区を指定。</p>   |
| 総務省   | <p>(3) メディア・リテラシー向上のための教育の推進<br/>放送分野におけるメディア・リテラシーの向上に資する教材を、公募により開発し、平成13年7月から全国の総合通信局において貸出。</p>   |
| 法務省   | <p>(1) 国民の意識啓発の推進<br/>"社会を明るくする運動" 強調月間（7月）を中心に、有害図書等の販売自粛要請及び回収・処分。</p>  |
| 文部科学省 | <p>(1) 国民の意識啓発の推進<br/>平成13年10月「全国青少年健全育成強調月間の実施について（依頼）」<br/>平成14年6月「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間の実施について（依頼）」を各都道府県教育委員会等の関係機関及び関係団体に送付。</p> <p>(2) 調査研究の実施等<br/>「青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究」<br/>・平成13年度 「子どもとテレビ」に関するNPO等について、調査研究報告書「米国を中心に」<sup>(34)</sup><br/>テレビ放送分野における米国のNPO等の取組について、学識経験者等の協力を得て行われた実地調査。<br/>・平成14年度 子どもとインターネットの問題について調査研究中。<br/>・(社)全国PTA協議会による平成14年2月実施のテレビ番組全国モニタリング調査<sup>(35)</sup>を支援。同法人は本調査結果をもとに、テレビ局及びスポンサーに要請を実施、民放連と意見交換<sup>(36)</sup>。</p> <p>(3) メディア・リテラシー向上のための教育の推進<br/>・ガイドブック、指導事例集を作成し各教育委員会・学校へ配布。平成14年3月には情報モラルに関する校内研修用教材を作成し、全国の小中高等学校へ配布。<br/>・教員養成課程における「情報機器の操作」等科目の必修化を平成12年度大学入学者から実施。平成12年度より、高等学校の情報の教科について課程認定を行い、映像メディア等に関する指導法学習の機会の拡大を企図。平成12年度は188校、平成13年度は107校を新たに認定。</p> <p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施<br/>平成14年2-3月、経済団体との懇談会席上にて、文部科学大臣から経済同友会、日本商工会議所、日本青年会議所、経済団体連合会等に対し、テレビ番組スポンサーになる際の理解と協力を要請</p> |
| 経済産業省 | <p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施<br/>平成14年5月10日付け「平成14年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間について（依頼）」を関係業界団体へ周知、特段の配慮を依頼。</p>  |



## 2 地方公共団体の取組状況

指針はその基本的方針の中で、地方公共団体に対し、青少年育成に関する条例の効果的な運用、各法令に基づいた取締りの徹底及び住民等による各種環境浄化活動の推進を図るよう要請した。その具体的要請事項として1) 有害図書類の指定を受けていない作品について、住民からの意見を受け付けて、指定の参考にする事、2) 販売店・レンタル店において、各地域の条例に基づき他のソフトとの区分陳列等、その効果的な運用をはかる事、3) 風適法、児童買春・児童ポルノ法及び46都道府県等における青少年保護育成条例に基づく法令違反の取締りを徹底すること、4) 住民等による各種環境浄化活動をより一層推進することの4項目が掲げられている。内閣府報告書では、これらの項目ごとに各都道府県及び政令指定都市における取組状況につき、報告された内容が一覧できる。また、これら4項目の要請事項以外に独自の取組がある自治体は、5) その他の取組状況も報告している。なお、報告の仕方に関して、自治体により、取組の具体例を報告するもの、取組の一般的傾向を報告するもの、4項目の要請事項のうち選択したものについてのみ報告するもの、などの違いがみられる。地方の実情に応じた取組状況の報告となっており、全体の要約を紹介するのが難しいため、ここでは都道府県の報告内容について、項目ごとにその一部を紹介する。詳細は同報告書<sup>(37)</sup>を参照されたい。なお、以下にいう「条例」とは「青少年保護育成条例」を示す。

1) 有害図書類の指定を受けていない作品について、住民からの意見を受け付けて、指定の参考にする事

現在、長野県を除く46都道府県の条例すべてが、図書類についての有害指定条項を持ち、知事の指定により、有害図書類を規制するものとなっている。指定の際、知事は有識者等による

審議会に諮問し、図書類の内容につき個別に審査を行うのが原則である。しかし、同時に条例の多数は、条例または規則の定める内容に該当する記述のあるページ数が一定の割合を占める場合、個々に審査及び指定することなく、これを有害図書とみなす規定も置いている。平成12年末現在では42道府県の条例がこれに該当する。このようなしくみは包括指定と呼ばれる。また、知事による有害指定を促すために、県民等による有害指定の要請ができる旨の規定を置く条例もあり、平成12年末現在では26都道府県の条例がこれに該当する<sup>(38)</sup>。

報告内容としては、35都道府県のものがある。複数の自治体に共通する内容として、有害指定要請の規定または制度が既にあることに言及するもの（青森、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、大阪、奈良、岡山、福岡）、包括指定制度を中心に運用しており、住民の意見は出された場合には参考にするとするもの（新潟、兵庫）、包括指定制度を中心に運用するため特段の取組または個別指定はなしとするもの（山口、高知）等がある。

2) 販売店・レンタル店において、各地域の条例に基づき他のソフトとの区分陳列等、その効果的な運用をはかる事

有害指定をされた図書類の書店内における陳列等について、何らかの規制条項を持つ条例の数は多く、平成12年末現在では39道府県の条例がこれに該当する<sup>(39)</sup>。

報告内容としては、40都道府県のものがある。自治体により調査の頻度、立入調査を行う者に違いはあるものの、販売店・レンタル店の実地調査を行い、その際に業者側に要請や指導を行うとするものがほとんどである。なお、東京都、石川県、山口県については、条例改正により平成13年又は平成14年から区分陳列を義務化したと報告されており、これらを合わせると平成14年9月現在、42都道府県の条例が区分陳列等の規制条項を持つに至ったといえる<sup>(40)</sup>。



3) 風適法、児童買春・児童ポルノ法及び46都道府県等における青少年保護育成条例に基づく法令違反の取締りを徹底すること

報告内容としては、42都道府県のものがある。平成14年7月末または上半期における法令違反者の検挙数のみを報告するもの、取締り強化の具体例を報告するもの等がみられる。具体例として複数の自治体に共通して挙げられているものは、有害図書類を収納している自動販売機の取締りである（青森、宮城、千葉、静岡、滋賀、広島、福岡、熊本）。また、取締り強化の対象として、あるいは法令違反例として出会い系サイトに言及する自治体も複数みられる（東京、神奈川、新潟、福井、京都、奈良、岡山）。

4) 住民等による各種環境浄化活動をより一層推進すること

報告内容としては、43都道府県のものがある。自治体により、環境浄化モニター（岩手、香川）、青少年育成推進委員（山形、埼玉）、青少年育成モニター（山形）、有害環境モニター（富山）、社会環境浄化推進員（京都）、青少年指導員（宮崎）等、活動の推進役を設置し、有害環境の調査や街頭指導活動等、各種環境浄化のための活動を行っている様子である。また、内閣府による取組として、7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び11月の「全国青少年健全育成強調月間」において、地方公共団体への環境浄化活動の推進等も掲げられているが、これに関連して、自治体として何らかの強化月間を設け、環境浄化のための各種啓発活動を行っていると思われる報告もある（北海道、長野、大阪、奈良、和歌山、愛媛、沖縄）。

5) その他

東京都ほか12県1府の報告があるが、ここでは東京都の例を紹介する。平成12年度から首都圏の7都道府県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市）において、各自治体の枠を超えて青少年の健全育成に関する

共通の課題への共同事業を実施しており、平成14年度はインターネット及び携帯電話の情報について、関係業界への働きかけに向けた検討を行っていると言われる。従来の自治体レベルの取組を超えた動きとして注目される例といえるだろう。

### 3 関係業界団体における取組状況

指針はその基本的方針の中で、青少年が身近に接する情報等に関しては、各関係業界がそれぞれ社会に大きな影響を与えることを自覚し、青少年にとって有害な情報等について実効性ある自主規制を確実に行うことが必要であるとの前提の下、各関係業界団体等に共通するものとして次の3点を要請している。要約すると、(1)情報等の発信・提供又は受信・享受の段階で特定の情報等の制限が困難な分野については、青少年への影響に配慮した発信・提供に努めること、また、情報の格付けの方法又は不要な情報を受け手側で遮断する方法について検討すること、(2)情報等の発信・提供又は受信・享受の段階で特定の情報等の制限が可能な分野については、情報の発信側における自主規制による格付けに基づいた発信等を徹底し、かつ、苦情処理に努めること、(3)青少年のメディア・リテラシー向上のための取組を推進すること、である。同指針ではさらに、当時までにすでに関係業界団体により行われてきた自主規制の取組状況<sup>(41)</sup>を踏まえ、①テレビジョン放送、②インターネット、③家庭用ゲーム機ソフト、④ビデオソフト、⑤パーソナルコンピュータソフト、⑥出版物、⑦映画の7種のメディアごとの関係業界団体に自主規制推進のための要請が行われている。また、同様の要請をすべき状況が認められる場合は、上記7種のメディア以外の関係業界団体に対して、自主規制推進のための要請が行われた。内閣府報告書ではそれらの要請に対する関係業界団体の取組状況が一覧できる。その要約は次のとおりである。

(平成14年10月、『「青少年を取り巻く環境の整備 要約。なお、ホームページアドレス、団体名等は一部に関する指針—情報化社会の進展に対応して—」に 部補足した。)  
 基づく取組等の実施状況について』pp.37-52, より

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>①<br/>テレビジョン放送</p> | <p><b>【日本放送協会】</b><br/>                 日本放送協会(以下、NHK)及び(社)日本民間放送連盟(以下、民放連)では「青少年と放送に関する専門家会合取りまとめ」(郵政省、NHK、民放連、平成11.6.16.)等を受け、それぞれ以下①-⑥の取組を行うことを決定し、実施中。<br/>                 ①青少年向け放送番組の充実:略②メディア・リテラシーの向上:関連番組作成、学校向けビデオ貸出等、③青少年と放送に関する調査等の推進:シンポジウム開催等、④第三者機関の活用:民放連共同による「放送と青少年に関する委員会」新設、⑤放送時間帯の配慮:平成14年度は教育テレビの時間帯の刷新等、⑥番組に関する情報提供の充実:インターネット活用等</p> <p><b>【(社)日本民間放送連盟】</b><br/>                 NHKと共通の6項目について対応(項目内容は上記番号と同じ)。<br/>                 ①:青少年向け「少なくとも週3時間の放送」等、②:知識普及と関係者の交流促進を図る2年計画プロジェクト実施中、③:「テレビと児童・青少年に関する調査」報告書、④:NHKと同じ、⑤:放送基準新設(平成11)、⑥:「事前表示」実施<br/>                 *② 2001年度報告書は民放連:&lt;<a href="http://www.nab.or.jp/htm/ethics/fseisyonen.html">http://www.nab.or.jp/htm/ethics/fseisyonen.html</a>&gt;で公開中</p> <p><b>【(社)全日本テレビ番組制作社連盟】</b><br/>                 「人材育成セミナー」のテーマに青少年問題を取り上げることを考慮中</p> <p><b>【(社)衛星放送協会】</b><br/>                 ・「(社)衛星放送協会放送基準」、「成人向けエンターテインメント放送基準・ガイドライン」の策定等<br/>                 ・「青少年と放送」をテーマとする研究講演会の実施 ほか</p> <p><b>【CS放送成人番組倫理委員会】</b><br/>                 ・成人番組視聴申込みへの対応:①年齢証明書の提出、②ペアレンタルロック(暗証番号による視聴年齢制限)の実施、③番組内への注意文添付厳守体制の実施<br/>                 ・成人番組放送への対応:コピーガード放送実施等 ほか</p> <p><b>【放送と青少年に関する委員会】</b><br/>                 ・視聴者からの意見を放送局へ伝達するほか、放送番組向上協議会ホームページ&lt;<a href="http://homepage2.nifty.com/kojokyo/youth/">http://homepage2.nifty.com/kojokyo/youth/</a>&gt;及び「放送番組向上協議会月報」に掲載。意見の中から必要と判断した場合は、当該放送局に対して、局としての考え方を求め、それを公表。<br/>                 ・「青少年へのテレビメディアの影響調査」小学5年生が中学2年生になるまでを追跡調査中(平14.2に2回目調査終了)<sup>(42)</sup> ほか</p> |
| <p>②<br/>インターネット</p>  | <p><b>【(社)テレコムサービス協会】</b><br/>                 ・「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」(平10.2, 公開)における、事業者の取るべき青少年保護対策の盛り込み<br/>                 ・「インターネット自己防衛マニュアル」(平11.4, 公開)における、利用者の自己責任原則、危険回避等のマニュアル化<br/>                 ・上記をホームページ&lt;<a href="http://www.telesa.or.jp/">http://www.telesa.or.jp/</a>&gt;にて公開中 ほか</p> <p><b>【(財)インターネット協会】</b><br/>                 ・政府が実施する各調査研究等への参画:警察庁:インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会(平14.3, に報告書完成)、文部科学省:青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究(平15.3, に報告書完成予定)、内閣府:青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(平14)ほか<br/>                 ・インターネット関連国内法整備への側面協力<br/>                 「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」(平14.2.)の設置<br/>                 ・当協会自主的対応の取組:有害コンテンツに対する新レーティング基準及び新版フィルタリングシステムの提供開始(平14.8.)、インターネット利用のルール&amp;マナー集の策定及び発表(平11)、「インターネットホットライン連絡協議会」(平13発足)による「インターネット関連の相談・苦情ポータルページ」の設置&lt;<a href="http://www.iajapan.org/hotline/">http://www.iajapan.org/hotline/</a>&gt; ほか</p> <p><b>【(財)ニューメディア開発協会】</b><br/>                 (財)インターネット協会との協力による「インターネット上の有害コンテンツに対する新しいレーティング基準の開発とそれに対応する新版フィルタリングシステムの技術開発」(平13.4, 開始)</p> <p><b>【(社)日本インターネットプロバイダー協会】</b><br/>                 「インターネットを楽しむため」というWebサイトにおいて最新のウィルス情報を提供中。(*URLは&lt;<a href="http://www.jaipa.or.jp/elt/">http://www.jaipa.or.jp/elt/</a>&gt;) ほか</p>   |
| <p>③<br/>ゲーム機ソフト</p>  | <p><b>【(社)コンピュータエンターテインメント協会】</b><br/>                 ・会員企業発売のゲームソフトに対し、倫理規定を設け「暴力表現・反社会的な行為」につき「A:注意喚起が不要な表現」「B:注意喚起が必要な表現」「C:発売を禁止する表現」の3段階に区分設定<br/>                 ・業界メンバーと業界外有識者より構成される倫理委員会を設置、会員各社の自己任意提出に基づく疑わしき表現のあるソフトについて、同委員会による審査<br/>                 ・ゲームに対する年齢レーティング実施を検討するため、倫理委員会の下部組織「レーティング検討会」の設置(平13.10-)<br/>                 ・「コンピュータエンターテインメントレーティング機構(略称:CERO)」設立及び同機構による家庭用ゲームソフト全作品のレーティングの開始(平14.10-)</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>(同機構は業界関係者が関与しない、一般人による審査方式を導入、民意主導型を旨とする、独立採算方式の任意団体。このレーティングは「一歳未満購入禁止」といった「購入制限」を加えるのではなく、「一歳以上適合」という「購入指標」を消費者に与える目的で実施するのが特徴の一つ) ほか</p>   |
| ④<br>ビデオソフト  | <p><b>【日本ビデオ倫理協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に対する啓蒙、指導：アダルトビデオ作品については各法令、条例が遵守されるよう、当協会の審査基準に従った厳正な審査を行い、審査終了作品につき区分表示（パッケージ、本体へのシール貼付）を徹底指導</li> <li>・無審査ビデオについては、非会員も受審できる映像倫理協議会審査の呼びかけ</li> <li>・無料の補正審査の実施（平13.4-）</li> <li>・「過度に暴力を振るって女性の尊厳を冒瀆し、以って性的虐待、陵辱などする性描写及び性表現、凶器（刃物、銃器など）をことさらに濫用し、脅迫的に行われる性描写及び性表現、複数の者による集団的暴力を伴って行われる性描写及び性表現」については製作社の自粛を指導（平13.8.28,付け通達）ほか</li> </ul> <p><b>【㈱日本映像ソフト協会】</b></p> <p>一般向けオリジナルビデオ及び劇場未公開映画のビデオ化に際し、当協会ほか3団体で組織した「映像倫理協議会」における「映像倫理協議会審査規程」に基づく審査を受けて発売することを奨励（区分は次の3区分：一般向け、一般向制限付（R）指定〔中学生以下への映示、販売、貸出不可〕、成人指定）</p> <p><b>【映像倫理協議会】</b></p> <p>映像倫理協議会（略称・映倫協）は映倫管理委員会、日本ビデオ倫理協会、㈱映画産業団体連合会、㈱日本映像ソフト協会の4者により構成。ビデオソフトのうち成人を対象としたものを除く作品の審査。（平成13年度審査実績は一般向け20件、R指定47件、成人指定4件の合計71件。） ほか</p> <p><b>【ビデオ倫理監視委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売業者への成人指定作品供給社名を公表する方針を決議（平14.5,）</li> <li>・自動販売機対策として日本ビデオ倫理協会と業務委託契約を締結、同協会による諸規制の実効性を担保等 ほか</li> </ul> <p><b>【日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ルール厳守宣言の店」キャンペーン実施（平13-）：ビデオ貸出の際の年齢確認指導の一環として展開。成人指定作品は18歳未満貸出禁止、R指定作品は15歳未満貸出禁止、児童ポルノ取扱いなし、のステッカーを店内に貼付することを指導。約1,000店舗の加盟店の賛同あり。</li> <li>・ホームエンターテインメント産業展における「アダルトビデオ」シンポジウムの開催（平13.9,） ほか</li> </ul> |
| ⑤<br>パソコンソフト | <p><b>【コンピュータソフトウェア倫理機構】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージソフトにつき、青少年育成条例に準拠した「区分販売」「対面販売」の推進</li> <li>・インターネット利用によるソフト流通における「区分販売」「対面販売」を目的とする「年齢認証システム」の構築（平成14年度末運営稼働を目標）</li> <li>・区分販売、対面販売実施店の調査及び販売店懇談会実施計画を予定</li> </ul> <p><b>【㈱日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年にとって有害な情報等（性描写・暴力・残虐表現など）につき、会員企業へE-mail等による周知</li> <li>・コンピュータソフトウェア倫理機構の活動への協力を予定</li> </ul>  |
| ⑥<br>出版物     | <p><b>【出版倫理協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「帯紙措置」自主規制の実施（昭40.5-）：①東京都の青少年健全育成審議会で「不健全図書」に指定された雑誌類、②指定が3回または年通算5回の雑誌類は次号から「18歳未満の方々には販売できません」と印刷した帯紙（幅3cm以上、薄いブルーまたはグリーン）を当該誌の全部数に発行者が付ける、③帯紙措置は、当協議会が当該誌を発行する出版社へ通知、④取次会社は帯紙の着いていない誌は取扱わず、全国の書店に対し定期部数を確認し、必要部数の注文を受けるが、申込みのない小売書店への送品は行わない</li> <li>・「成年向け雑誌」の識別マーク表示（平8.7-）：①発行出版社は自主判断により&lt;成年向け雑誌&gt;マークを表示、②マークの刷色は地を黄色に墨文字で、表紙の見やすい箇所に印刷、③成年マーク雑誌の配本にあたり、取次会社は小売書店に区分陳列の徹底と青少年に販売しない旨注意を喚起、④成年マーク雑誌の販売にあたり、小売書店は「成人コーナー」への区分陳列を徹底、青少年に販売しないように注意し、来店者に対してもその趣旨への理解と協力を得るよう努める</li> <li>・倫理専門委員会の閲覧（昭59.11-）</li> <li>・書店の自主規制：①レジ横等における「成人コーナー」の設置、②成年向け雑誌の区分陳列、③対面販売の強化、④「青少年健全育成協力店」のステッカー貼付、⑤仕入れの制限</li> <li>・出版ゾーニング委員会の設置（平13.7-）：当委員会は、当協議会及び出版倫理懇話会に加盟する出版社が発行する雑誌類の内容に主として著しく性的、暴力的ないし残虐な表現があり、青少年に不適当であるとされ、かつ爾後も同様の内容が続くと判断される雑誌類に対して、&lt;出版ゾーニングマーク&gt;の表示を要請 ほか</li> </ul> <p><b>【出版倫理懇話会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「アダルト本」につき18禁マーク表示、ビニール袋に入れる等配慮</li> <li>・毎月1回の総会開催、出版ゾーニング委員会ほか、各種会合への参加による青少年対策への取組</li> </ul> <p><b>【㈱日本雑誌広告協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会の倫理委員会による「雑誌広告掲載基準」（協会発行冊子）策定、編纂、及びそれに基づく不良広告排除の広告審査（毎月）、改善勧告</li> <li>・加盟社における各社内規による自主規制</li> </ul>                                  |
| ⑦<br>映画      | <p><b>【映倫管理委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場上映作品について4段階のカテゴリーに区分（レイティング）、それに基づく青少年の劇場入場制限や保護者同伴などの措置等</li> <li>・国際会議への出席等</li> <li>・「青少年映画審議会」による青少年や家族向け作品の推薦、当委員会委員長へ助言の具申</li> <li>・「倫理5団体連絡会議」の主催（平11-）：映像関連の自主規制機関である日本ビデオ倫理協会、コンピュータソフトウェア倫理機構、㈱コンピュータエンターテインメント協会、㈱日本アミューズメントマシン工業会に呼びかけ、年2回開催、</li> </ul>   |



|     |  |
|-----|--|
|     | <p>平成14年度は8月6日第7回連絡会議において、自主規制やレイティングの年齢区分等について議論</p> <p><b>【全国興行生活衛生同業組合連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>映画：映倫管理委員会の審査部門による「映画倫理規程」及び「審査基準」に基づく審査、及びこの審査に基づくR-18(18歳未満入場禁止)、R-15(15歳未満入場禁止)、PG-12(12歳未満は親または保護者の同伴が望ましい)の指定</li> <li>映画館：指定区分について遵守励行</li> </ul>   |
| その他 | <p><b>【マスコミ倫理想談会全国協議会】</b></p> <p>青少年の保護・健全育成のためマスコミとして配慮すべき問題等について、機関紙『マスコミ倫理』(月刊)、会員参加の全国大会(毎年)、一般参加の公開シンポジウム、例会(毎月)などを通じた、改善のための啓発に関する取組</p> <p><b>【(株)日本新聞協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞倫理綱領及び新聞広告倫理綱領の制定、それに基づく倫理向上の取組</li> <li>「リードミー・キャンペーン」(3年目)：若者向け新聞PR</li> <li>(株)日本新聞教育文化財団における新聞博物館、新聞ライブラリーの運営、「教育に新聞を」(NIE)活動の展開</li> </ul> <p><b>【(株)日本フランチャイズチェーン協会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当協会CVS部会(コンビニエンスストア部会、会員企業15社、店舗数37,000店)における青少年健全育成への取組</li> <li>・会員店舗における有害(不健全)図書類の分離陳列、18歳未満の未成年者に対する閲覧・購入禁止表示及び販売拒絶の実施等(平9)</li> <li>・平13.10.1.の都条例改正を機会に、東京都における取組に準じた取扱いを全都道府県の店舗において実施</li> <li>・(株)青少年育成国民会議主催の「青少年と社会環境に関する中央大会」に出席、CVSの取組を発表、意見要望の受付等ほか</li> </ul> <p><b>【(株)日本映画製作者連盟、(株)映画産業団体連合会】</b></p> <p>劇場用映画及びビデオ作品について：各々、業界の自主審査機関として、映倫管理委員会と映像倫理協議会が各種メディアを通じた青少年にとって有害な情報等に関する問題への取組状況を報告</p> |

## おわりに

以上、我が国における青少年を取り巻く「有害環境」対策の現状について、近年の国会における議論も含めて概観してきた。

これらの背景にある今日的なキーワードは、内閣府報告書のタイトルにもみられるように、「情報化社会の進展」であるといえる<sup>(43)</sup>。

情報化社会の進展による青少年への影響とは、情報化そのものにより生じる、例えばリアルな体験の減少といった新たな状況がもたらす影響<sup>(44)</sup>と、非行や問題行動の誘因となるおそれのある有害な情報への接触がもたらす影響との大まかに分けて2種類の影響が考えられている<sup>(45)</sup>。これらの影響については、情報化の進展する速さに解明が必ずしも追いついていない点と、受け手による個人差を考慮すると解明され得ない部分が残る点があり、それらが、法規制を含めたこれらの対策全般の難しさを増しているといえる。しかし、そのような因果関係が解明されないから放置しておいてよいということにはならず、本稿で紹介したように、国、地方公共団体、関係業界団体等による様々な取組

や、法規制の在り方をめぐる議論が行われてきているのである。

このような対策全般の実効性を確保するためには、青少年を取り巻く大人一人ひとりがこの問題を認識し、時代の変化に応じて、よりよい環境づくりを目指していくことが必要とされよう。「有害環境」を規制する包括的な法の在り方に関しては、規制対象の相対性、多様性から拡大解釈を避けることが難しく、憲法において保障される表現の自由の概念<sup>(46)</sup>との調整が難しいところもある。今後とも議論<sup>(47)</sup>が継続されるにあたっては、これらの点にも留意しておく必要があるだろう。

注(1) 「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面とるべき措置(平成13年2月28日青少年育成推進会議申合せ)」青少年健全育成ホームページ  
<<http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>>

(2) 『日本経済新聞』2003.2.6, 夕刊 統計数値の典故は「平成14年中のいわゆる出会い系サイトに関連した事件の検挙状況について」平成15年2月6日 警察庁広報資料 警察庁ホームページ <[http://www.npa.go.jp/police\\_j.htm](http://www.npa.go.jp/police_j.htm)> (last access 2003.2.7)



- (3) 警察庁は平成14年10月、有識者らによる「少年有害環境対策研究会」（座長・成田頼明横浜国立大名誉教授）を発足させ、出会い系サイトに関連した法規制の在り方について検討を重ね、同年12月26日にその中間検討案をまとめた。案は同庁のホームページで公開し意見募集した後、世論の動向を見ながら法案にまとめ平成15年2月にも通常国会に提出する方針とされた。『東京新聞』2002.12.26. 夕刊 その後、警察庁は平成15年3月11日付けで法案の原案をまとめ、3月14日の閣議決定を目指すとした。『日本経済新聞』2003.3.11. 夕刊
- (4) 提出法案は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（第156回国会閣法第103号）」
- (5) 「非行」について、「成人の「犯罪」に対応して少年の犯罪を「非行」と呼ぶ場合が一般的であるが、非行は、もともと、少年が法律も含めた社会倫理的な規範から逸脱する行為または行状を総称している。本条（少年法第1条）の「非行のある少年」とは犯罪少年（14歳以上20歳未満の少年による刑法犯）、触法少年（刑事責任を問われない14歳未満の刑法犯）、ぐ犯少年（一定の問題行動、すなわち、保護者の正当な監督に服しない性癖をもつ、正当な理由がなく家庭に寄り付かない、いかがわしい人や場所へ関わりをもつ、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖がある、などから、その性格または環境に照らし将来、刑法犯に至る虞のある20歳未満の者）の全体を併せた概念である（カッコ内は筆者による補足）。」田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法【改訂版】』有斐閣、2001、p. 27.
- また、「警察庁では、喫煙、飲酒、深夜徘徊、不良交遊等を行った少年を「不良行為少年」と呼んで、補導の対象とし、前記三少年（犯罪少年・触法少年・虞犯少年）と合わせて「非行少年等」として、まとめて考える傾向が見られる。」鮎川潤『新版 少年非行の社会学』世界思想社、2002、pp. 153-154.
- (6) 「問題行動」について、『青少年白書』平成14年版、pp.71-82 はその諸形態として薬物乱用（覚せい

い剤、大麻、シンナー）、凶悪・粗暴な非行（凶悪犯は殺人、強盗、放火及び強姦、粗暴犯は凶器準備集合罪、暴行、傷害、脅迫及び恐喝）、いじめ、校内暴力等、性の逸脱行為・被害、暴走族少年、家庭内暴力、不良行為（非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の者）、不登校、家出、自殺を挙げている。

- (7) 『青少年白書』平成14年版、p.207.
- (8) 『青少年白書』昭和53年版、p.305. なお、それ以前にも同様の項目はおかれるが、記述に多少の変遷がある。昭和45年版－52年版までは章立てとしては同じ「社会環境の整備に関する施策」が置かれており、その第1節「有害環境の排除に関する施策」の第1に有害環境排除のための活動とし、少年の健全な育成をそこなうおそれの大きいものとして警察が活動の重点としている1)風俗関係営業、2)売春、3)わいせつ興行・出版物等の取締りの概況、4)青少年保護育成に関する条例による取締り5)その他（年により異なる）について記載されている。昭和53年版以降は「有害環境の浄化」と「排除」よりやわらかな表現が用いられ、昭和54年版以降、その環境「浄化」対策の第1に「関係業界の自主規制の促進」が挙げられ、マスコミ関係の自主規制について記述されるようになった。また第2に住民の地域活動の促進、第3に法令による規制と取締りとされ、この記述の枠組みに関しては平成14年版まで続いている。
- (9) 「青少年育成推進要綱（平成13年2月28日青少年育成推進会議申合せ、平成14年10月21日最終改正）」青少年健全育成ホームページ <<http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>>
- (10) 青少年の年齢について、『青少年白書』は25歳未満を青少年とする。一方で例えば、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」は18歳未満を青少年とする。各種法令による年齢区分はさまざまである（「各種法令による青少年の年齢区分」『青少年白書』平成14年版、p.291）が『青少年白書』における青少年の年齢設定が最も広いものとされている。この点に関して、中央青少年問題協議会事務

局編『青少年問題の現状と対策』1959年は、その序論(pp.1-2.)において、青少年問題が複雑な社会の諸要素と結びついており、非行の面ばかりでなく、教育、労働、福祉等諸方面に亘る総合的な問題として提起されていることを指摘する。そして、児童福祉の面では18才未満の者をすべて「児童」といい、労働基準の面では18才未満の労働者を「年少労働者」と呼び、非行少年を扱う少年法では20才未満の者を「少年」とし、また社会教育における青年団体等では25才前後の者までを対象とするように、青少年の年齢規定はそれぞれの法や立場によって異なっているのであるが、上記のように青少年問題を社会生活の各般に亘る総合的な問題として理解しようとするれば、乳幼児期から25才に達する頃までの年齢層を問題の対象として捉えることが必要になってくるとしている。

- (11) 『青少年と有害環境』(社)青少年育成国民会議, 1985, p.8. 同報告書は、(社)青少年育成国民会議内に「青少年を取り巻く社会環境の総体に目を配りつつも、特に有害環境とされるものに焦点をあて、①青少年にとって有害な環境とは何か ②業界の自主規制の状況と問題点とは何か ③環境浄化の住民運動の現状と問題点とは何か ④外国における法律規制や業界の自主規制はどうなっているか ⑤今後のわが国の課題は何か 等を研究課題とした」環境問題専門委員会を設置し、そこで1年余りにわたって行われた法律家、地域活動実践者による研究成果を取りまとめたものである。なお、青少年育成国民会議は、昭和40年11月の閣議報告「青少年の健全育成及び非行防止対策について」において構想された国民運動を推進する全国団体として、昭和41年5月に発足し、その翌年10月に社団法人の認可を受け、現在に至る。設立に関する詳細は(社)青少年育成国民会議編『青少年育成国民運動10年のあゆみー青少年育成国民会議発足10周年記念ー』1957.6 参照
- (12) 「福祉犯」とは、少年法第37条に「少年の福祉を害する成人の刑事事件」として列挙されており、関係する法令には未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、労働基準法、児童福祉法、学校教育

法の5種がある。他方、ここでいう「少年の福祉を害する犯罪」は警察実務上の扱いによるもので、「少年法第37条列記の成人の事件のみを福祉犯とはとらず、もっと広く「少年健全育成を期すうえで、少年が少年であるがゆえにとくに保護されなければならない法益を侵害する犯罪」と解される」という。鍋谷博敏「少年警察と青少年条例」『法律時報増刊 青少年条例』1981, pp.31-38. 少年法第37条については田宮ほか編 前掲注(5) pp.357-361.

- (13) 「福祉犯の法令別送致人員(平成13年)資料:警察庁調べ」『青少年白書』平成14年版, p.216 に記載される法令の略称
- (14) 「(青少年の保護育成に関する条例は)昭和45年3月現在、31都道府県で制定されている。この条例は、青少年の健全な育成を阻害する行為や環境について、都道府県の実情に応じて規制しようとするもので、有害環境排除に関する諸法令の補充的役割を果たしている。』『青少年白書』昭和45年版, pp.247-248.
- (15) 平成12年末時点の各県制定状況及び規制事項一覧は「資料 青少年の保護育成に関する規制事項一覧(平成12年12月31日現在)」『都道府県青少年保護育成条例集』内閣府政策統括官(総合企画調整担当), 2001.3. p.456.
- (16) 『青少年と有害環境』前掲注(10) pp.48-50.
- (17) 『「戦後」を超えてー青少年の自立と大人社会の責任ー』平成11年7月22日青少年問題審議会答申, p.25.
- (18) 中村泰次「青少年条例の歴史ー出版規制を中心に」『青少年条例ー自由と規制の争点』三省堂, 1992, pp.86-104. 中村泰次「条例規制と表現の自由ー戦後の変遷をたどって」『法律時報増刊 青少年条例』1981, pp.12-18. 「マスコミの倫理的責任ーテレビを中心として」『同左』pp.19-24.
- (19) 自由民主党女性局 LAP21「青少年が健全に育つ社会環境を「青少年社会環境対策法案基本法」上程へ」<<http://www.jimin.jp/jimin/wv2000/policy/dataroom/001.html>> (last access 2003.2.6.)
- (20) 自由民主党は馳浩議員が発言している。ここで、馳議員は「この法案の眼目は、青少年に有害な商

品または役務を提供する事業者に自主規制をするように努力義務を課している点と、もう一つ、国または自治体によるこれら事業者に対する指導、助言、勧告を認めており、そして、勧告に従わない場合には事業者名を公表するという点で勧告の実効性を担保する点に特徴があります。つまり、国による有害情報提供者への規制を初めて認める法案の内容になっております。」と述べている。「平成12年11月9日第150回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第2号」

- ②1) 民主党は水島広子議員が発言している。水島議員は「…本当にこの領域は、多様な価値観を表現する自由を守っていくということで、極めて慎重に、かつ対象を限定して、しっかりとした合理性に基づいて行っていかなければいけないものであると思います。また、子供たちの教育という観点からいきましても、単一の価値観をただ粛々として受け取るような子供を育てることが私たちの目標ではなくて、やはり多様な価値観を受け入れることができる、また、メディアリテラシーの考え方もそうだと思いますけれども、自分の頭で考える、自分でその問題に対してどう対処していくかを自分で考えられる子供たちを育てていくということが私たちの目標であると思いますので、本当にここは、ただ規制をすればいいという考え方ではなく、子供たちの能力を伸ばしていくような形での取り組みが必要になってくると思います。そのような観点から、今私たち民主党でも、子供たちを有害情報から守るための法律を準備しているところでございます。」と述べている。「平成12年11月9日第150回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議録第2号」
- ②2) 自由民主党内の検討案の動きについて、「座談会報道の原点に立ったメディア倫理の確立を」『月刊自由民主』2001.3, pp.24-33. 『東京新聞』2001.12.1. 『毎日新聞』2002.1.22. 『毎日新聞』2002.1.22. 『東京新聞』2002.2.28. 『東京新聞』2002.4.11. 『朝日新聞』2002.4.26. を参照。なお、2002年4月の『朝日』では「政府・与党は、「青少年有害社会環境対策基本法案」の今国会提出を見送る方針を

決めた。」とあるが、厳密にはこの時点の案は「青少年有害社会環境対策基本法（案）〈未定稿〉」であり、自由民主党の法案として確定したものではない。この未定稿の資料は、「青少年有害社会環境対策基本法案提案理由説明〈未定稿〉」及び「青少年有害社会環境対策基本法案条文変更点」とともに、『「青少年有害社会環境対策基本法案」の問題点—有識者5人の論考を中心に』(株)日本民間放送連盟, 2002.2. pp.18-30. に掲載されている。

民主党は2000年12月に次の資料を取りまとめ、ホームページで公開している。民主党「子ども有害情報からの子どもの保護に関する法律案骨子」について(2000年12月26日) <[http://www.dpj.or.jp/seisaku/jinken/BOX\\_JK0021.html](http://www.dpj.or.jp/seisaku/jinken/BOX_JK0021.html)> (last access 2003.2.6)

- ②3) メディア界等の意見としては、次のようなものがある。まず自民党内の検討案が素案のかたちで出された平成12年5月、青木貞伸(当時のメディア総研所長)、奥平康弘(東京大学名誉教授)、桂敬一(東京情報大学教授)、清水英夫(青山学院大学名誉教授)、田島泰彦(上智大学教授)、原寿雄(ジャーナリスト)、渡邊眞次(弁護士)の七氏が、この法案には表現の自由の根幹を脅かす重大な内容が含まれる、として反対の意を表明する『緊急アピール』をまとめた。青少年保護を名目に、表現・報道の自由や情報受領の自由への公権力の過剰な規制・介入が図られているとして、法案の問題点を①地方レベルから国家レベルへの表現規制拡大、②規制対象の拡大、③事業者への規制の過剰強化、④総務庁長官・知事の過剰権限、⑤有害環境の定義のあいまいさ、⑥異議・苦情等救済システムの欠如、⑦苦情処理・有害環境調査にあたる機関の独立性、と7項目挙げた。また、言論や出版などの表現活動にとどまらず、「青少年有害環境」という広範な概念を設定し、商品や役務など人々の諸活動に広く規制の網をかけ、価値観や道徳を含む市民生活全般への国家の過剰介入を認め、自由な市民の活動を制限する危険があることも指摘している。「表現の自由を脅かす「青少年有害社会環境対策基本法案(素案)」に反対する緊急アピール」

『放送レポート』2000.7/8, pp.66-70. それ以降、日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）(2000.9.21)、日本雑誌協会（2000.10.2）、日本書籍出版協会（2000.10.4）、日本ペンクラブ（2000.12.15）等が相次いで反対の意見や声明を出した。民放連の意見は

「『青少年社会環境基本法案』(素案)に対する意見」  
 (社)日本民間放送連盟

<<http://www.nab.or.jp/htm/press/press20000921.html>> (last access 2003.2.6)、それ以外の意見や声明は赤木孝次「メディア規制法案と反対声明などの主張」『包囲されたメディアー表現・報道の自由と規制三法』現代書館, 2002, pp.142-160. さらに自民党内の検討案の修正が明らかになった平成13年12月、民放連は同年度第2回「放送と青少年問題特別委員会」を開催し、その修正案について改めて反対していく方針を確認した。亀淵昭信委員長は同日の記者会見で「ビートルズが来日したとき、ほとんどの教育委員会が生徒にコンサートを観に行くことを禁じた。そのビートルズは今や20世紀を代表する文化と言われている。文化というものを行政の監視下に置いてよいのか」と述べ、強い異議を呈するとともに、委員長コメント及び自民党への公開質問状骨子を公表した。骨子は①この法案はなぜ必要か、②「基本法」は基本理念の立法化に留めるべきではないのか、③規制対象を「事業者が供給する商品・役務」としているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか、④「青少年有害社会環境対策協会」は自主規制機関ではないのではないか、⑤主務大臣が助言、指導を行う判断基準は何か、⑥主務大臣の勧告、公表は言論・表現の自由への介入とならないのか、⑦「青少年有害社会環境対策センター」が行う苦情処理とは何か⑧異議申立てを認めないのはなぜか、の8項目から成る。「自民党「青少年有害環境法案」に反対声明」『放送番組調査会報』2001.12.25, p.5. 質問事項全文は『「青少年有害社会環境対策基本法案」の問題点ー有識者5人の論考を中心に』(社)日本民間放送連盟, 2002.2, pp.33-34. それ以降、日本ジャーナリスト会議（2001.12.8）、

日本雑誌協会（2002.1.16）、映画関連4団体（2002.1.18）、日本書籍出版協会（2002.2.12）、民放連（2002.2.21）、日本劇作家協会ほか演劇関連4団体（2003.1.22）等が反対の意を表明している。「青少年有害環境法案に対する各団体などの意見書」『「青少年有害社会環境対策基本法案」の問題点ー有識者5人の論考を中心に』(社)日本民間放送連盟, 2002.2, pp.35-52, 日本劇作家協会ほか4団体による「表現の自由に関する緊急アピール」は日本劇作家協会ホームページ

<[http://www.jpwa.org/main/information/news\\_viewer.php?news\\_id=11](http://www.jpwa.org/main/information/news_viewer.php?news_id=11)> (last access 2003.2.6)

民主党の検討案については、各界の反応は少なかったものの、体系的な意見及び批判を述べたのは民放連であった。その内容は、検討案全般に関する意見として、①自主規制機関のある分野では、その取り組みを尊重すべきである、②自主規制の行われない分野については、既存法規の活用などにより対応すべきである、③放送については、放送法による規制と自主規制に委ね、対象外にすべきである、の3項目及び個別の問題点として、①有害環境の定義について、②子どもの心身の発達について、③子どもの主体性の尊重について、④国および地方公共団体の責務について、⑤中央子ども有害情報対策委員会についての5項目から成る。

日本民間放送連盟「民主党「子ども有害情報からの子どもの保護に関する法律案」骨子についての意見」, 2001.4.4. 飯室勝彦ほか編『包囲されたメディアー表現・報道の自由と規制三法』現代書館, 2002, pp.203-206. また、表現の自由への配慮がみられる点を指摘する声もあった。本橋春紀「青少年有害環境法案は何をねらっているか」『包囲されたメディアー表現・報道の自由と規制三法』(同上) pp.99-119.

24) 国立国会図書館 国会会議録検索システムよると「青少年」「有害」「環境」のキーワード検索(1998.1.1-2002.12.13)で62件該当あり。<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>

25) 都道府県議会では千葉県（2001.10.16）、茨城県（2001.10.23）、京都府（2002.7.13）、などが意見書



を可決している。

青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にした、一貫性のある、包括的、体系的な法整備を求めるものとして

(茨城県 <[http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/shingi/2001\\_3/iken.htm](http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/shingi/2001_3/iken.htm)> (last access 2003.2.6))

青少年を取り巻く有害な環境への対策は国民的課題であるが、個別の法律や各都道府県条例では規制内容等が異なることから、対処するのは困難な状況であるとして基本法制定を求めるものとして(京都府 <[http://www.pref.kyoto.jp/gikai/html/joho/ik\\_02061.html](http://www.pref.kyoto.jp/gikai/html/joho/ik_02061.html)> (last access 2003.2.6))等がある。

市議会では佐賀市(2002.6.28.)が京都府の内容に近い意見書を可決。「佐賀市議会会議録6月定例会6月28日8号」pp. 306-307.

(佐賀市 <<http://www.city.saga.saga.jp/doc/13413971931b0e8e49256872002edd56.html>> (last access 2003.2.6))

また、全国の市議会の議決状況をみると、2000年に28、2001年に25、2002年(1.1.-11.30.)に33の意見書が議決されている。『全国市議会旬報』第1431号, 2001.3.25. 1469号, 2002.4.15. 1471/1472号, 2002.5.15. 1480号, 2002.8.5.

②6 「青少年の有害環境対策について」『文部科学時報』2002.2, p.49.

②7 青少年プラン(仮称)については『青少年白書』平成14年版, p.180. 参照。なお、「青少年育成推進要綱」後掲注③0では「…本要綱等がこれまでの青少年行政全般において果たしてきた役割を踏まえつつ、青少年行政の総合的な推進体制の見直しに着手し、国民へよりわかりやすく青少年育成の方向性を提示し、青少年行政をより一層総合的に推進するための基本となる計画(「青少年プラン(仮称)」)を平成15年度のできる限り早期に策定すべく所要の検討を行うものとする。」とされている。

②8 内閣府は、平成13年の中央省庁等改革における内閣機能の強化の一環として新たに設置され、その創設の趣旨を踏まえ、内閣の統括機能を助けるため、各省よりも一段高い立場から、特定の内閣

の重要課題に関し、行政各部の統合調整機能を担うこととされている。青少年行政は「中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)」において国政上重要な具体的事項の一つに位置づけられており、内閣府におかれる総合企画調整を担当する政策統括官(局長クラス)の下において推進することとされた。『青少年白書』平成13年版, pp.68-70.

②9 内閣府事務次官を長とし関係省庁の局長クラス職員をもって構成される。詳細は「青少年育成推進会議の開催について(平成13年2月28日関係省庁申合せ、平成14年10月21日最終改正)」青少年健全育成ホームページ<<http://www8.cao.go.jp/youth/index.html>>及び『青少年白書』平成13年版, pp.71-72.

③0 「青少年育成推進要綱(平成13年2月28日青少年育成推進会議申合せ、平成14年10月21日最終改正)」青少年健全育成ホームページ 前掲注②9

③1 「性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがあるため、社会において十分な配慮が必要である」との認識のもと、今回の指針を取りまとめたとされている。「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針—情報化社会の進展に対応して—」平成13年10月 青少年健全育成ホームページ 前掲注②9

③2 『「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針—情報化社会の進展に対応して—」に基づく取組等の実施状況について』平成14年10月 青少年健全育成ホームページ 前掲注②9

③3 『情報化社会と青少年—第4回情報化社会と青少年に関する調査報告書—』内閣府政策統括官(総合企画調整担当), 平成14年7月 概要は青少年健全育成ホームページでも公開。

③4 文部科学省サイトで全文公開されている。<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/14/04/020409.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/04/020409.htm)> (last access 2003.2.6)

③5 同調査に基づく報告書は『「モニタリングによるテレビ番組の実態調査」集計結果』(株)日本PTA

- 全国協議会, 2002.3.
- (36) 『東京新聞』2002.3.22.
- (37) 「地方公共団体の取組状況」前掲注(32) pp.17-36.
- (38) 46都道府県における青少年保護育成条例の制定状況の概況については、『都道府県青少年保護育成条例集』前掲注(15)、『東京都青少年の健全な育成に関する条例の解説』東京都, 2002.3. 及び、清水英夫・秋吉健次「青少年保護育成条例の役割と今後の展望」『月刊自治フォーラム』1997.2, pp.17-22. 秋吉健次「青少年条例の制定状況とその構成」『青少年条例－自由と規制の争点－』前掲注(18) pp.137-269. を参考にした。
- (39) 参考資料は前掲注(38)と同じ。
- (40) 条例改正等の日時について、内閣府報告書によると、東京都及び石川県は平成13年3月に条例改正、山口県は平成14年9月1日に改正条例の施行、と報告されている。
- (41) 「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」の別添2に「関係業界団体等における取組の現状」がある。前掲注(32) pp.8-13.
- (42) 複数年にわたるテレビ視聴と青少年の意識や行動との因果関係を探る調査は日本ではこれが初めてといわれる。同調査の初年度報告の概要は、放送番組向上協議会ホームページ <<http://homepage2.nifty.com/kojokyo/symposium/index2.html>> (last access 2003.2.20) 及び『毎日新聞』2002.1.8.
- (43) 「情報化の進展や有害情報との接触」『青少年白書』平成13年版, pp.50-52.
- (44) 岩崎久美子「社会における共存－メディア社会のあやうさを学ぶ」『社会教育』2002.6, pp.11-17.
- 筒井愛知「子ども・若者とメディア」『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房, 2001. pp.130-153.
- 斎藤哲瑯ほか「子どもの「感動」等に関する調査研究」『マツダ財団研究報告書 青少年健全育成関係』2002. pp.105-114. ほか
- (45) 『情報化社会と青少年』前掲注(33), 『メディア社会の進展と青少年施策のあり方』東京都生活文化局(第24期東京都青少年問題協議会答申)2002.3. ほか
- (46) 憲法の保障する表現の自由と青少年保護育成条例との関わりについて、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論(1) [増補版]』有斐閣, 2000, pp.337-345. 松井茂紀「青少年保護育成条例による「ポルノ・コミック」の法的規制について(1)-(3)」『自治研究』1992.7, pp.67-79. 1992.8, pp.90-106. 1992.9, pp.45-61. 表現の自由の今日的な概念について、市川正人「表現の自由の現在」『法学セミナー』2002.1, pp.2-5. ほか
- (47) 包括的な法の在り方をめぐっては、「有害環境」が非行や問題行動の誘因となるとの立場から考えられる場合が多いが、非行や問題行動への誘因として「有害環境」とは別の要素を指摘する声もある。例えば、平井秀幸「消費・文化環境と非行－『有害環境』から『疎外からの逃避空間』へ」『検証 少年犯罪』日本評論社, 2002. pp.152-158. によると、「家庭・学校・地域での疎外体験」によって「非行・問題行動」へと至った少年たちが、行き場を求めて「有害環境」へ集う可能性が示されている。また、宮台真司「脱社会化とは何か」『「脱社会化」と少年犯罪』創出版, 2001, pp.6-44. は、「有害環境」規制とは別の観点から少年犯罪を理解する思考ルートを示すものである。

(文教科学技術課 <sup>うえはら</sup>上原 <sup>ゆきこ</sup>有紀子)